6　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

［(一)　略］

(二)　陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満（注1及び注2）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
［略］	［略］

注1　チャネル間隔が二・五MHzの無線設備にあっては送信周波数帯域の中心周波数から六・二五MHz以上、チャネル間隔が五MHzの無線設備にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、チャネル間隔が一・〇八MHzの無線設備にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

［2・3　略］

［(三)　略］

［7～10　略］

6　［同上］

［(一)　同上］

(二)　［同上］

周波数	不要発射の強度の許容値
［同上］	［同上］
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
［同上］	［同上］

注1　チャネル間隔が二・五MHzの無線設備にあっては離調周波数が六・二五MHz以上、チャネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

［2・3　同上］

［(三)　同上］

［7～10　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第二百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及び第五項第一号並びに別表第3号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。